

福岡県観光審議会の公開について

本審議会の公開の方法については、原則として、以下のとおりとする。

1. 会議の傍聴及び取材は、審議会の運営に支障をきたさない範囲において認める。

※審議会等の会議の公開に関する基準（12 情個第 32 号総務部県民情報広報課長通知）

- 3（1）「審議会等は、法令に別段の定めがある場合を除き、審議会等の目的を考慮の上、その審議状況を明らかにすることにより、行政運営の透明性の向上を図り、もって県行政に対する県民の理解と信頼を深めるという観点に立ち、その会議の公開に努めるものとする。」

2. 会議資料は、傍聴者及び取材者に配布すると共に、県ホームページで公開する。
3. 会議の議事概要は、無記名のものを作成し、審議会終了後速やかに県ホームページで公開する。
4. 開催日程は、県ホームページにおいて事前に周知する。
5. 以上に関わらず、会長が必要と認めるときは会議、会議資料、議事概要の全部または一部を非公開にすることができる。
6. 公開に関し必要な事項等については、（参考資料 2）「福岡県観光審議会の公開に関する要領」及び「福岡県観光審議会傍聴要領」の定めによる。